

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 8 年 3 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和8年3月19日(木) 午後2時00分から4時5分まで		
2 場 所	北本市役所 会議室3-F		
3 教育長の氏名	宮尾孝		
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二 委員 関根桂子
	三	委員 森田高正	四 委員 北條規
5 欠席した委員の氏名	五	委員 高橋和美	
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長		
議案及び報告件名	議 事 の 大 要		
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会3月定例会を開会する。		
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会2月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。		
	— 各委員、特に意見なし —		
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。		
	— 各委員、了承 —		
	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。		
	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。		
	— 各委員、特に意見なし —		
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。		
	— 各委員、了承 —		
	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。		
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の北條委員にお願いする。		
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が12件、審議事項が7件である。なお、本日の教委議案第14号については、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14		

条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本日の教委議案第14号については、「非公開」審議とする。

5 報告事項(公開
案件)

宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。

(1) 教委報告第
7号「教育長
の決裁処分
の報告につ
いて」

宮尾教育長： 教委報告第7号「教育長の決裁処分の報告について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

坂詰生涯学習課副課長： (教委報告第7号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

黒川委員： 絆ウォークはとても良い試みだが、北本市からはどのくらい毎年参加されているのか。

赤塚生涯学習課長： 昨年度の実績、北本市から3人の参加があったと報告を受けている。

宮尾教育長： 例年、北本市から5名程度が参加している。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第7号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(2) 教委報告第
8号「令和8
年第1回北
本市議会定
例会一般質
問答弁につ
いて」

宮尾教育長： 教委報告第8号「令和8年第1回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いする。

坂口教育部長： (教委報告第8号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第8号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(3) 教委報告第9号「北本市体育センター令和8年度事業計画について」

宮尾教育長： 教委報告第9号「北本市体育センター令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

坂詰生涯学習課副参事： (教委報告第9号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第9号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(4) 教委報告第10号「北本市野外活動センター令和8年度事業計画について」

宮尾教育長： 教委報告第10号「北本市野外活動センター令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

坂詰生涯学習課副参事： (教委報告第10号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第10号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(5) 教委報告第11号「北本市地区公民館等令和8年度事業計画について」

宮尾教育長： 教委報告第11号「北本市地区公民館等令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

坂詰生涯学習課副参事： (教委報告第11号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第11号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

(6) 教委報告第
12号「北本
市文化セン
ター令和8
年度事業計
画について」

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

宮尾教育長： 教委報告第12号「北本市文化センター令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

坂詰生涯学習課副参事： (教委報告第12号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

黒川委員： 文化センター(図書館)の計画について、地元の本屋との連携について、どのような経緯で始まったのか。

赤塚生涯学習課長： 図書館の職員が、市役所近くにある地域の地元の本屋を訪れた際に、何かコラボできないかという話になったのがきっかけ。

令和7年度からスタンプラリーなどの企画を始めている。

黒川委員： 本屋が減っている中で、地元の本屋を大事にする良い取り組みだと思う。

もう一点、大規模改修とPCB処理について、図書館が一時使えなくなる時期があるとのことだが、そのスケジュールについて教えて欲しい。

坂詰生涯学習課副参事： 大規模改修については、令和10年4月からの休館を予定している。

その間、各公民館の分室へ図書を移動し、貸し出し機能を維持できるよう準備を進める。

PCBの処分については、法令により令和8年度(2026年度)中に適正に処分することが決まっており、そのための休館を5日間ほど想定している。

黒川委員： 計画通り進んでいるということで、了解した。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第12号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

	<p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p>
<p>(7) 教委報告第13号「北本市立こども図書館令和8年度事業計画について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委報告第13号「北本市立こども図書館令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>坂詰生涯学習課副課長： (教委報告第13号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委報告第13号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p>
<p>(8) 教委報告第14号「北本市栄市民活動交流センター令和8年度事業計画について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委報告第14号「北本市栄市民活動交流センター令和8年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>坂詰生涯学習課副課長： (教委報告第14号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委報告第14号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p>
<p>(9) 教委報告第15号「市民大学きたもと学苑の令和7年度の実施状況について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委報告第15号「市民大学きたもと学苑の令和7年度の実施状況について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>赤塚生涯学習課長： (教委報告第15号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>

	<p>宮尾教育長： 教委報告第15号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p> <p>宮尾教育長： 教委報告第16号「第27回北本市郷土芸能大会について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>大平文化財保護課長： (教委報告第16号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委報告第16号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p>
<p>(10) 教委報告第16号「第27回北本市郷土芸能大会について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委報告第17号「お茶屋遺跡の調査結果について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p> <p>大平文化財保護課長： (教委報告第17号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委報告第17号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、了承とする。</p>
<p>(11) 教委報告第17号「お茶屋遺跡の調査結果について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委報告第18号「令和7年度就学支援委員会の支援結果について」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>笹原学校教育課長： (教委報告第18号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p>高橋委員： 検討する機会は一年間で何回あるのか。</p>

笹原学校教育課長： 年間で5回ほど就学支援委員会が開催される。
年度途中の教育形態の変更が可能となっている。

黒川委員： 就学時検診の際に、特別支援学校や特別支援学級が望ましいと判断があっても、発達段階を考慮して、判断を保留して、通常学級に進学する希望があり、小学校で何年か経験した後に、より適切な学びの場として特別支援学級に移るといったケースが多くなっているのか。
また、通級指導教室ができ、より細かく対応を取れる形となったので、先生方は大変だが頑張っていたきたい。

宮尾教育長： 保護者との合意形成が難しく継続審議になるケースがある。

笹原学校教育課長： 特別支援学級を一時的に交流として経験して検討に乗せるケースもある。

森田委員： 小学校において特別支援学級が増えるが、教室は足りているのか、また教員は足りているのか。

笹原学校教育課長： 今回増加した学校については、既存の教室を活用して対応が可能である。

各学校の特別支援学級に所属している子供達の特性に応じて、会計年度任用職員を追加で配置する等、対応を行っている。

北條委員： 保護者と合意形成に至らないということがあると思うが、最終的にはご理解を得て、所属を決めていくことになり、それぞれ大変な苦労だと思うが、その形で進めているのか。

宮尾教育長： そのとおりである。
小学校の方が、合意形成が難しい。
義務教育の終わりが近い中学校の方が、保護者の理解も深まっていることもあり、合意形成がしやすい。
先ほども話にあったが、通常学級に普段通っている子が交流として特別支援学級で授業を受けることで、自分のペースに合った学習を行うことが出来たりする。
そうした経験を積み重ね、1年ぐらいの期間を経て、特別支援学級に移ったりもする。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第18号については、了承としてよいか。

	— 各委員、了承 —
	宮尾教育長： 本件は、了承とする。
6 審議事項(公開 案件)	宮尾教育長： 審議事項の議事に入る。
(13) 教委議案第 8号「令和8 年度教育行 政の重点施 策について」	宮尾教育長： 教委議案第8号「令和8年度教育行政の重点施策について」について、教育部長より説明をお願いします。
	坂口教育部長： (教委議案第8号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	宮尾教育長： 教委議案第8号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(14) 教委議案第 9号「令和8 年度指導の 重点につい て」	宮尾教育長： 教委議案第9号「令和8年度指導の重点について」について、学校教育課より説明をお願いします。
	笹原学校教育課長： (教委議案第9号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	宮尾教育長： 教委議案第9号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(15) 教委議案第 10号「北本 市立小・中学 校職員服務 規程の一部 改正につい	宮尾教育長： 教委議案第10号「北本市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。
	玉神学校教育課副課長： (教委議案第10号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

て」

森田委員： 子供を持つ教師にとってはとても必要なことであり、県議会でも可決していただきたい。

一方で、もし担任の先生の場合は、担任の先生がいない時間帯はどのように対応するのか、また産休に入る先生がいる場合はどうなるのか。

後任の先生が来る時に、今までの学級の状況が分からないため、引継ぎや対応を含めて進めていただきたい。

玉神学校教育課副課長： 事前に分かっている産休や育休の場合については、代替職員を充てる形で対応している。

不測の事態にならないように引き続き対応したい。

また、必ずしも代替職員が担任になるということでもないため、教務の先生や主幹教諭がサポートに入りながら対応していく。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 本件は、可決とする。

(16) 教委議案第11号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」

宮尾教育長： 教委議案第11号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。

笹原学校教育課長： (教委議案第11号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委議案第11号については、可決としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、可決とする。

(17) 教委議案第12号「北本市就学援助実施要綱の一部改正に

宮尾教育長： 教委議案第12号「北本市就学援助実施要綱の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。

笹原学校教育課長： (教委議案第12号の説明)

<p>について」</p>	<p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委議案第12号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、可決とする。</p>
<p>(18) 教委議案第13号「北本市文化財保存活用地域計画案の作成について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委議案第13号「北本市文化財保存活用地域計画案の作成について」について、文化財保護課より説明をお願いします。</p> <p>磯野教育部参事： (教委議案第13号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委議案第13号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、可決とする。</p>
<p>7 審議事項(非公開案件)</p>	<p>宮尾教育長： 非公開案件の審議事項の議事に入る。</p>
<p>(19) 教委議案第14号「人事異動に関する意見聴取について」</p>	<p>宮尾教育長： 教委議案第14号「人事異動に関する意見聴取について」について、教育部長より説明をお願いします。</p> <p>坂口教育部長： (教委議案第14号の説明)</p> <p>宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>宮尾教育長： 教委議案第14号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>宮尾教育長： 本件は、可決とする。</p>
<p>8 その他</p>	<p>宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p>

<p>9 閉会の宣言</p>	<p>文化財保護課： (ハンドブック『1500年続いた縄文村 デーノタメ遺跡』について)</p> <p>学校教育課： (卒業証書授与式(卒業式)について)</p> <p>生涯学習課： (人権文集「人権について」について)</p> <p>生涯学習課： (ピアノフェスティバルの開催の報告について)</p> <p>教育総務課： (学校給食費の改定と公費負担について)</p> <p>宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和8年4月23日</p> <p>教育長 宮尾 孝</p> <p>署名委員 北條 現</p> <p>書記 落合 元</p>

